

西郷村

第10次高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度

〈概要版〉



令和6年3月 西郷村

計画策定の背景

本村に暮らす高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らしていけるまちづくりを目指し、村民・事業者・行政が協働して高齢者福祉の充実に取り組んでいくための指針となる計画として、令和6年度～令和8年度（2024年度～2026年度）を計画期間とする『第10次西郷村高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画』を策定するものです。

なお、高齢者をはじめ、誰もが自分らしい生活を守るための制度としての成年後見制度の重要性が高まっていることを踏まえ、本計画に「成年後見制度利用促進計画」を包含し、策定することとします。

基本理念

前期計画では、「共生社会の構築」を目標とした基本理念を掲げ、地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んできました。

本計画では、総合振興計画の保健・医療・福祉分野の基本目標を踏まえつつ、「共生社会」の構築等に取り組んでいくことが重要であると考え、本計画の基本理念として、以下を継続します。

基本理念

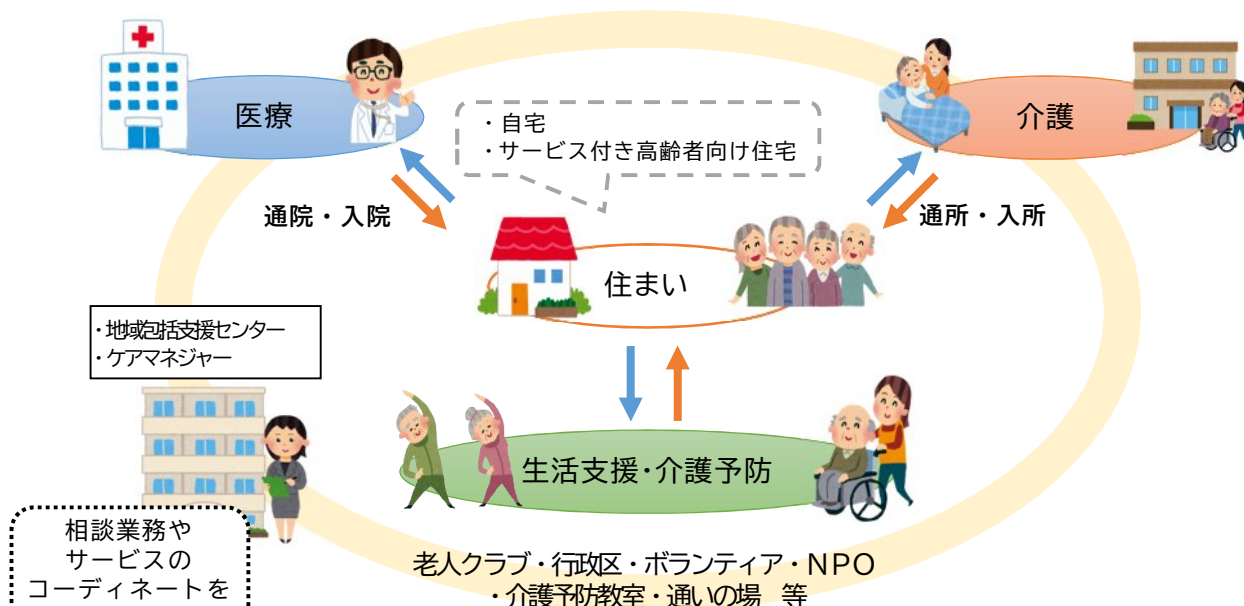
高齢期における自立した生活の維持

～みんなで支え合うバランスのとれた共生社会の構築～

※地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で介護になっても自分らしい暮らしを続けていくことができるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に支援するシステム

【地域包括ケアシステムのイメージ】



計画の期間

本計画は、計画期間が、令和6年度～令和8年度（2024年度～2026年度）までの3年間で、介護保険制度の下での第9期計画となります。

■ 計画期間

2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2040
R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R22
第9次高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画												
		見直し	第10次高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画			中長期的視点（2040年以降も見据えて）						
					見直し							第11次高齢者福祉計画 第10期介護保険事業計画

日常生活圏域の設定

高齢者の生活を支える基盤整備については、日常生活を営む地域における様々なサービスの提供体制の整備が必要です。そのため、多様な地域性に対応することや生活圏域における社会資源の活用と医療・介護における多様な連携を持ったサービス提供が望まれています。

本村では、第6期計画から中学校区を基本として、「北部」「中部」「南部」3つの日常生活圏域を設定しています。様々なサービス資源を結び付け、必要なサービスが切れ目なく提供できる体制の実現を目的として、各圏域のサービス拠点の整備に取り組んでいます。

令和5年10月1日現在

日常生活圏域名		総人口	内高齢者	高齢化率
1	北部圏域	3,668人	996人	27.2%
2	中部圏域	7,182人	1,763人	24.5%
3	南部圏域	9,027人	2,160人	23.9%
合計		19,877人	4,919人	24.7%

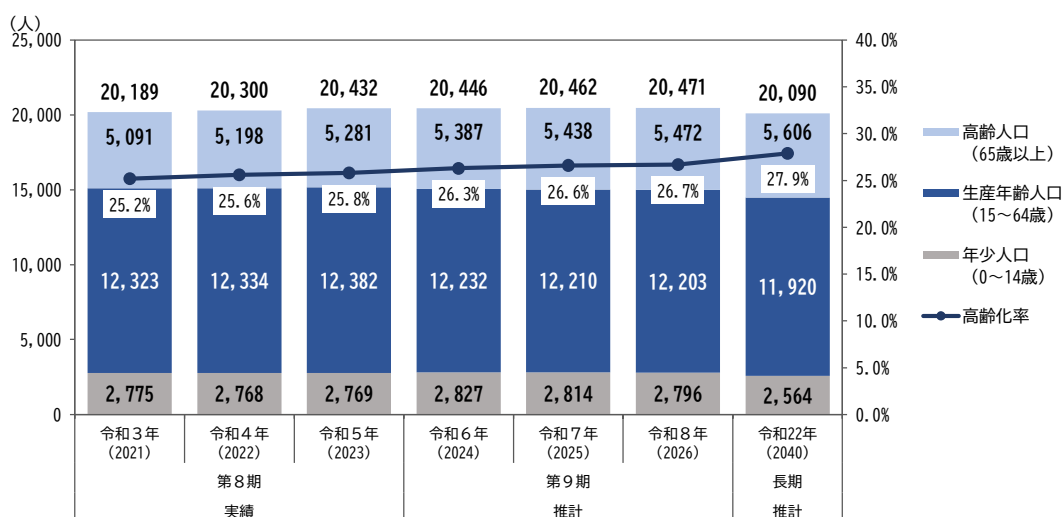
高齢者の現状と将来推計

(1) 人口、高齢者数の見通し

本村の総人口は、今後も微増傾向が続き、令和8年には20,471人程度になると見込まれます。その後、総人口がピークとなった後は減少傾向で推移し、令和22年には20,090人になるものと見込まれます。

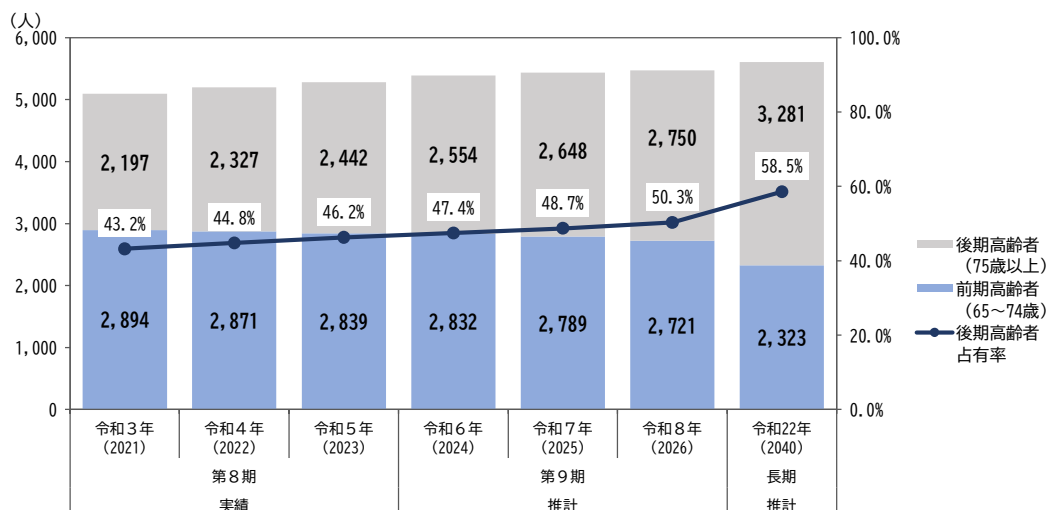
一方、将来の高齢者人口については、今後も増加傾向が見込まれ、令和8年には5,472人で、高齢化率は26.7%になると見込まれます。また、後期高齢者数は増加し続け、令和8年には後期高齢者は2,750人、後期高齢者占有率は50.3%まで増加すると見込まれます。

【総人口と高齢者人口の推計】



資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)
推計は、福島県資料より作成

【高齢者の構造(前期高齢者と後期高齢者)の推計】



資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)
推計は、福島県資料より作成

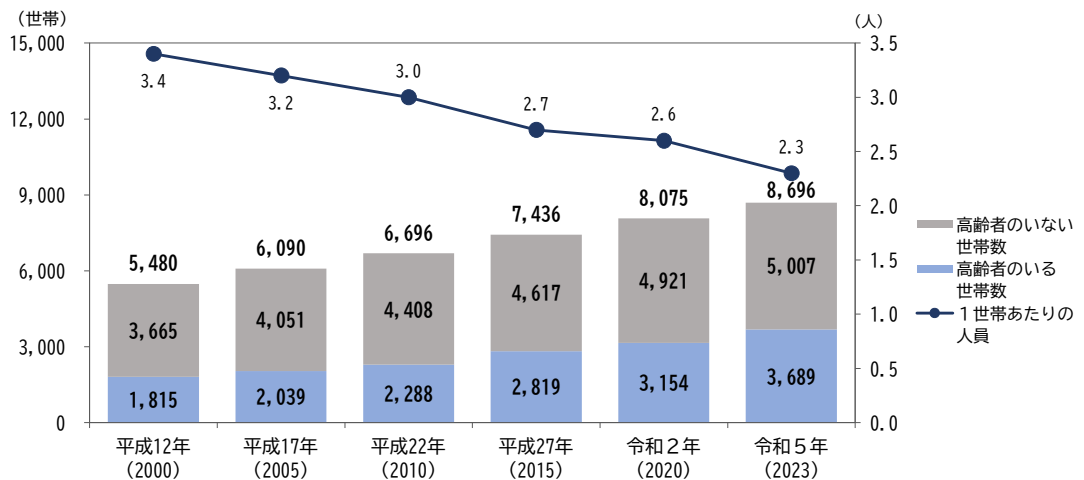
(2) 高齢者世帯数の推移

世帯数については増加傾向で推移しており、令和5年時点で8,696世帯と平成12年と比べ3,216世帯増加しています。

高齢者のいる世帯数も増加傾向で推移し、令和5年には3,689世帯と平成12年と比べ1,874世帯の増加となっており、総世帯に占める割合は42.4%となっています。

1世帯当たりの人員は減少を続けており、令和5年時点では1世帯当たり2.3人となっています。

【高齢者のいる世帯数の推移】

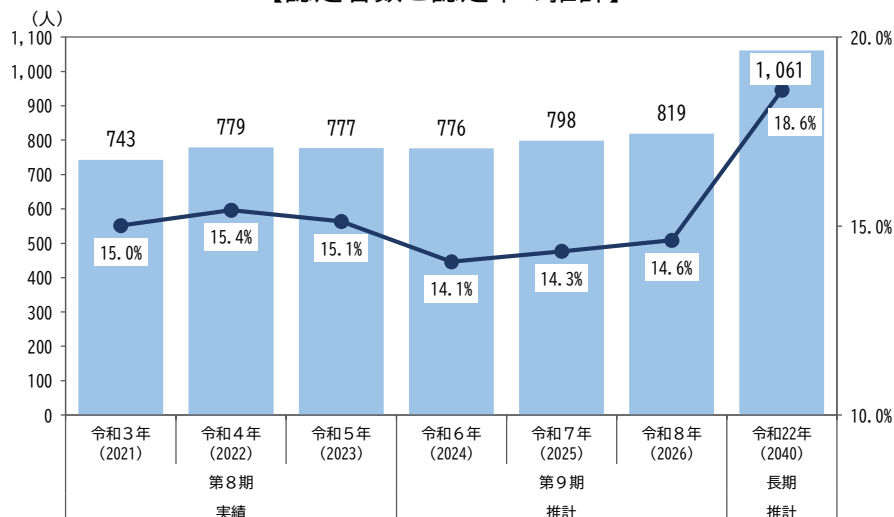


資料：平成12年(2000年)～令和2年(2020年)は国勢調査
※令和5年(2023年)は住民基本台帳(10月1日現在)

(3) 要介護・要支援認定者数の推計

本村の認定者数は増加傾向を続け、令和8年には819人となり、令和22年には1,061人にまで増加するものと見込まれます。認定率については令和8年には14.6%となり、令和22年には18.6%となることが見込まれます。

【認定者数と認定率の推計】



資料：介護保険受診者台帳(各年10月1日時点)
推計は「見える化システム」による
※認定者数は第2号被保険者を含む
※令和5年のみ8月1日現在

施策の体系

基本目標

施策の展開

基本目標Ⅰ 高齢者の 健康づくりの推進

1 高齢者自身の主体的な健康づくりの推進

- ①保健計画と連携した健康づくりの推進
- ②健康診査の推進
- ③高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

2 高齢者活動団体の交流や社会参加への支援

- ①老人クラブ活動への支援
- ②シルバー人材センターの活動支援
- ③敬老事業
- ④ボランティア活動

3 生涯学習活動・生涯スポーツ活動の推進

- ①生涯学習活動の推進
- ②スポーツ・レクリエーション

基本目標Ⅱ 地域包括ケア 体制の深化・推進

1 地域包括ケア体制の推進

- ①地域ケア会議の推進
- ②地域包括支援センターの機能強化
- ③生活支援体制の整備推進
- ④在宅医療・介護連携の推進
- ⑤高齢者のより良い住環境づくりの推進

2 介護予防・日常生活支援の充実

- ①介護予防把握事業(西郷村高齢者福祉トータルサポート事業)
- ②介護予防普及啓発事業
- ③地域介護予防活動支援事業
- ④介護予防・生活支援サービス事業
- ⑤住民主体の通いの場の普及・啓発
- ⑥高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進(再掲)

3 認知症施策の総合的な推進

- ①認知症に対する正しい知識の理解促進
- ②認知症の予防及び早期発見・早期対応の推進
- ③認知症高齢者等の支援の推進

4 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

- ①地域包括支援と多様な参加・共同の推進
- ②共生型サービスの推進

基本目標

施策の展開

基本目標Ⅲ 高齢者福祉の充実

1 高齢者の在宅生活を支える事業

- ① 高齢者生きがい活動支援通所事業
- ② 訪問理美容サービス事業
- ③ デマンド交通
- ④ はり、きゅう、マッサージ等の施術費用助成事業
- ⑤ 軽度生活援助事業
- ⑥ 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業
- ⑦ 高齢者にやさしい住まいづくり助成事業
- ⑧ 冷房器具購入費助成事業

2 高齢者虐待等防止と権利擁護

- ① 虐待防止への取組の推進
- ② 高齢者への虐待対応体制の強化
- ③ 権利擁護事業
- ④ 成年後見制度利用支援事業
- ⑤ 老人保護措置事業

3 高齢者の孤立防止と見守り体制の強化

- ① 地域見守り体制ネットワーク事業
- ② 見守り安心ネットワーク事業
- ③ さわやか訪問収集事業
- ④ 介護予防把握事業(再掲)
- ⑤ 住民主体の通いの場の普及・啓発(再掲)
- ⑥ 災害時における体制整備

基本目標Ⅳ 利用者本位の 介護保険事業 の推進

1 介護保険サービスの充実

- ① 介護保険サービス基盤整備
- ② 介護保険サービス事業者への支援及び指導・助言
- ③ 介護給付適正化
- ④ 介護人材の確保・育成
- ⑤ ケアマネジメントの質の向上

2 介護者への支援

- ① 寝たきり等高齢者紙おむつ支給事業
- ② 要介護等高齢者介護者激励金
- ③ 家族介護慰労金
- ④ ヤングケアラー、ビジネスケアラーへの支援

3 非常時における介護事業所等の業務継続への支援

- ① 自然災害への対策支援
- ② 感染症への対策支援

基本目標 I 高齢者の健康づくりの推進

(1) 高齢者自身の主体的な健康づくりの推進

主な取り組み

- ①保健計画と連携した健康づくりの推進
- ②健康診査の推進
- ③高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進



施策のポイント

- 高齢期の健康づくりを推進するため、第3期西郷村健康増進計画と連携した健康づくり事業を実施します。ロコモティブシンドローム及びフレイル予防を目的とした健康教育や、生活習慣病予防を目的とした食習慣や減塩に関する知識の普及啓発を行うほか、認知症予防に関する講座・教室を開催します。また、高齢者一人ひとりが健康で、いきいきとした生活が送れるよう、「にしGOココカラ元気プロジェクト」を推進し、運動・休養・栄養等健康に関する総合的な取り組みを図っていきます。
- 疾病の早期発見・早期治療のため、特定健康診査及び後期高齢者健康診査、がん検診の受診勧奨を行います。また、受診後の精密検査該当者へ受診勧奨を行い、生活習慣病予防・重症化予防に努めます。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けて、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな取組を行っていきます。

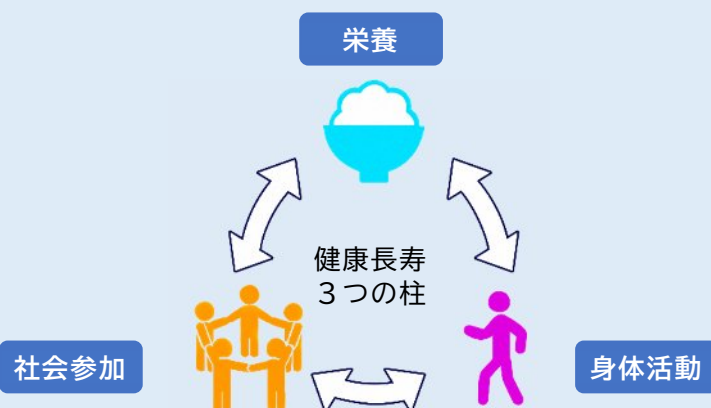


Check!

【フレイル予防と健康長寿3つの柱】

介護が必要になる前段階の状態として、「フレイル（虚弱）」が注目されています。フレイルとは、加齢による虚弱状態のことで、高齢者は、動かないこと＝「生活不活発」により、身体や脳の動きが低下しがちです。フレイルは、早期に対策に取り組むことで改善が見込まれるとともに、日々の生活習慣で予防ができます。

また、健康長寿のための3つの柱として、「身体活動」「栄養」「社会参加」の3つの要素をバランスよく取り入れた生活が大事であると言われています。



(2) 高齢者活動団体の交流や社会参加への支援

主な取り組み

- ①老人クラブ活動への支援
- ②シルバー人材センターの活動支援
- ③敬老事業
- ④ボランティア活動

施策のポイント

- 高齢者の社会活動への参加を促進するため、西郷村老人クラブ連合会及び老人クラブ単会への助成を行い、仲間づくりや健康づくり、社会奉仕やその他の地域活動など、高齢者の生きがいを高める様々な活動を支援します。
- 高齢者の就労は、収入確保という側面だけではなく、地域社会への技能等の伝承・還元や、高齢者自身の介護予防や生きがいづくりに大きく寄与するため、シルバー人材センターへの支援を通して、高齢者の社会参加を支援します。
- 本村では、多年にわたり地域につくしてこられた高齢者の方の長寿を祝福する敬老事業として、【敬老会の開催】【敬老祝金】【百歳高齢者賀寿】などを実施しています。
- 高齢者一人ひとりにきめ細やかな支援を行うため、社会福祉協議会等と連携しながら、既存のボランティア活動の支援とともに、活動の場などの支援をします。

(3) 生涯学習活動・生涯スポーツ活動の推進

主な取り組み

- ①生涯学習活動の推進
- ②スポーツ・レクリエーション



施策のポイント

- 生涯学習の推進の一環として、特別講座や趣味の講座で教養を身につけ、健康増進を図るため、「人生楽園クラブ」を開催しています。
高齢者にとって生きがいを見いだすような講座となるよう、活動内容の拡充とともに、講座の種類や講座の回数の増加に努めていきます。
- 高齢者の生きがいや健康づくりのため、健康パドル体操及び健康麻雀教室について、各種団体の活動が円滑に進み、活性化できるよう、広報などの幅広い支援を継続していきます。

基本目標Ⅱ 地域包括ケア体制の深化・推進

(1) 地域包括ケア体制の推進

主な取り組み

- ①地域ケア会議の推進
- ②地域包括支援センターの機能強化
- ③生活支援体制の整備推進
- ④在宅医療・介護連携の推進
- ⑤高齢者のより良い住環境づくりの推進



施策のポイント

- 地域包括支援センターでは、専門職の配置等人員体制の確保や、必要な方に継続的に訪問できるような支援の充実、家族介護者の相談支援の強化を図ります。
- 介護保険制度では提供できない生活支援サービスや介護認定を受ける前の段階の高齢者の方に対する生活支援の充実を図り、社会資源を活用した生活支援体制の整備推進を進めていきます。
- 高齢者の住まいのあり方について、各々の身体の状態にあった住まい環境の確保に努めます。

(2) 介護予防・日常生活支援の充実

主な取り組み

- ①介護予防把握事業（西郷村高齢者福祉トータルサポート事業）
- ②介護予防普及啓発事業
- ③地域介護予防活動支援事業
- ④介護予防・生活支援サービス事業
- ⑤住民主体の通いの場の普及・啓発
- ⑥高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進（再掲）

施策のポイント

- 村では、西郷村高齢者福祉トータルサポートセンターを設置し、地域住民の在宅介護等に関する相談に総合的に応じています。
- 介護予防だけでなく、地域でのつながりを深め、互いに支え合う関係づくりにつながる「通いの場」の拡充を目指し、普及・啓発活動を進めていきます。

(3) 認知症施策の総合的な推進

主な取り組み

- ①認知症に対する正しい知識の理解促進
- ②認知症の予防及び早期発見・早期対応の推進
- ③認知症高齢者等の支援の推進

施策のポイント

- 高齢化の進行に伴い、認知症高齢者も増加することが予想されています。認知症は高齢者に対する虐待につながりやすいことから、早期発見及び早期対応の仕組みを整えるとともに、村広報誌やホームページ等を活用し、認知症に関する相談窓口の普及・啓発に努め、早期に相談につながるよう支援を行います。

認知症事業

- ・認知症サポーターの養成
- ・認知症カフェの普及
- ・認知症に関する普及・啓発活動
- ・認知症相談事業
- ・高齢者補聴器購入費助成事業
- ・認知症初期集中支援事業
- ・認知症地域支援推進員の活動
- ・チームオレンジの取組の推進
- ・おかえり・見守り事前登録事業

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

主な取り組み

- ①地域包括支援と多様な参加・共同の推進
- ②共生型サービスの推進



施策のポイント

- 近年の地域社会においては、福祉ニーズが多様化・複雑化する傾向があり、既存の制度の対象になりにくいケースや、従来の対象者ごとの支援では解決が難しいケースが増えています。分野や対象を問わない、身近な相談支援を活かしつつ、関係機関が連携して対応する重層的・包括的な支援体制の整備を検討していきます。
- 共生型サービスは、高齢者と障がい者が同一の事業所の提供サービスを利用することができるサービスです。「介護」や「障がい」といった枠組みにとらわれず、多様化・複雑化している福祉ニーズへの臨機応変な対応や、地域の実情に応じたサービス提供体制整備や人材確保などが期待される「共生型サービス」の推進を図り、地域課題の解決に取り組んでいきます。

基本目標Ⅲ 高齢者福祉の充実

(1) 高齢者の在宅生活を支える事業

主な取り組み

- ① 高齢者生きがい活動支援通所事業
- ② 訪問理美容サービス事業
- ③ デマンド交通
- ④ はり、きゅう、マッサージ等の施術費用助成事業
- ⑤ 軽度生活援助事業
- ⑥ 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業
- ⑦ 高齢者にやさしい住まいづくり助成事業
- ⑧ 冷房器具購入費助成事業



施策のポイント

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、様々な生活支援サービス等を提供し、高齢者の自立した生活を支援する必要があります。
本村でも、西郷村デイサービスセンター「ふれあいの家」「やすらぎの家」での各種通所サービス（入浴、食事、生活指導、健康チェック等）や、デマンド交通などの各種生活支援サービスを実施しています。

(2) 高齢者虐待等防止と権利擁護

主な取り組み

- ① 虐待防止への取組の推進
- ② 高齢者への虐待対応体制の強化
- ③ 権利擁護事業
- ④ 成年後見制度利用支援事業
- ⑤ 老人保護措置事業



施策のポイント

- 高齢者虐待への対応については、虐待防止の啓発及び予防を行うとともに、事例を把握した場合には、法律に基づき適切な対応に努めていくほか、担当部署と連携を図りながら老人福祉施設への措置入所などの的確な支援を行っていきます。
- 高齢者が地域で安心して生活するために、本人の意思によらない契約や詐欺、高齢者虐待の被害に遭わないような権利擁護や早期発見・早期対応の仕組みづくりに努めます。

(3) 高齢者の孤立防止と見守り体制の強化

主な取り組み

- ①地域見守り体制ネットワーク事業
- ②見守り安心ネットワーク事業
- ③さわやか訪問収集事業
- ④介護予防把握事業（再掲）
- ⑤住民主体の通いの場の普及・啓発（再掲）
- ⑥災害時における体制整備



施策のポイント

- 高齢者、障がい者、子どもなど支援が必要な地域住民を、村、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、社会福祉協議会、民生児童委員や村内の団体・事業者などが協力して、業務や日常生活の中でさりげない見守りをしていただく体制づくりを行っていきます。
- 災害対策基本法及び西郷村地域防災計画に基づき、災害時等に自力で非難することが困難で、家族等の支援を受けられない高齢者の方等を「避難行動要支援者」として避難行動要支援者名簿を作成し、警察署、消防署、民生児童委員等関係機関と共有を図ります。また、災害時に自力での避難が難しい方の命を守るために、一人ひとりの避難場所、避難方法、避難を支援する方（支援者）を決めておく、個別避難計画の作成も進めていきます。



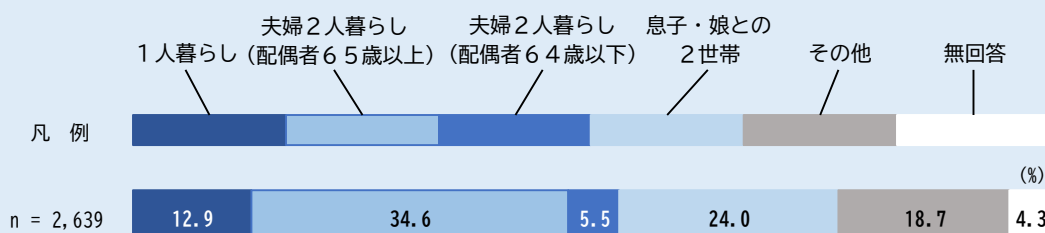
Check!

【1人暮らしの高齢者の状況】

令和4年（2022年）11月に65歳以上の要介護認定を受けていない方を対象に行った介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、本村の65歳以上の方の家族構成については、「1人暮らし」が12.9%、夫婦とも65歳以上の「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が34.6%となっています。

高齢者世帯は「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」の34.6%が今後、配偶者死別等によって、支援が必要な「1人暮らし」の世帯に変化していくことが想定されるため、地域住民の見守り体制の強化等を進めていきます。

【高齢者の家族構成】



基本目標Ⅳ 利用者本位の介護保険事業の推進

(1) 介護保険サービスの充実

主な取り組み

- ①介護保険サービス基盤整備
- ②介護保険サービス事業者への支援及び指導・助言
- ③介護給付適正化
- ④介護人材の確保・育成
- ⑤ケアマネジメントの質の向上

施策のポイント

- 介護保険サービスの基盤については、県と連携を図りつつ、広域利用に関する事前同意等の調整なども行い、近隣市町村の既存施設や事業所の今後の整備状況を踏まえ、施設の有効活用をはじめ、必要なサービスを供給するための基盤整備に努めます。今後は、地域密着型サービスを中心とした福祉タウン構想を実現し、地域包括ケアシステムを深化・推進し、介護需要急増への対応を図ります。
- 居宅介護支援事業所及び地域密着型サービス事業所に対して、定期的に運営指導を行い、適正な運営が行われるよう指導・助言を行います。
- 介護給付適正化事業の主要3事業（ケアプランの点検、認定調査状況の確認、医療情報との突合）を実施し、介護保険の地域差改善や介護給付費の適正化に努めます。
- 関係機関等と連携して、勉強会、講演会などを開催し、介護職のイメージ改善を図り介護人材の確保及び育成に取り組んでいきます。
- 居宅介護支援事業所の会議（ケアマネ会議）等で勉強会や指導・助言を行い、介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質の向上に努めていきます。



Check!

【公的介護施設等の具体的目標】

地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、村民が優先して利用できる地域密着型サービスの整備を検討していきます。

また、高齢者のみでの在宅生活は困難であるが特別養護老人ホーム等の施設には入所できない方など、介護軽度者のニーズに対応するため、有料老人ホーム（特定施設）の設置を検討していきます。

【本計画期間における施設整備目標】

施設名	施設数	定員
地域密着型小規模特別養護老人ホーム	1施設	29名
認知症高齢者グループホーム	1施設 3ユニット	27名
小規模多機能型居宅介護事業所	1施設	29名
有料老人ホーム【特定施設入居者生活介護】	1施設	60名



(2) 介護者への支援

主な取り組み

- ①寝たきり等高齢者紙おむつ支給事業
- ②要介護等高齢者介護者激励金
- ③家族介護慰労金
- ④ヤングケアラー、ビジネスケアラーへの支援



施策のポイント

- 本村では、在宅で要介護認定を受けている高齢者を対象とした【寝たきり等高齢者紙おむつ支給事業】や、在宅で介護を行っている方に対するの【要介護等高齢者介護者激励金】【家族介護慰労金】の支給など、家族介護者への支援を行っています。
- ヤングケアラー（大人に代わって、日常的に家事や家族のお世話などを行うことにより、通学や勉強・友達と遊ぶ時間が十分にとれない子ども）への支援として、村福祉課子育て世代包括支援センター（母子保健分野）と、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉分野）では、乳幼児健診や学校・幼稚園等を対象とした巡回訪問等を通じ、村内在住の子どもとその家庭の状況の把握に努めています。家庭の状況に応じ、子ども食堂への案内やフードバンクからの食糧提供案内と併せ、経済的に困窮している世帯への就労支援等を福祉課地域福祉係で行っています。
また、日本全体でビジネスケアラー（仕事をしながら家族等の介護に従事する方）の数が増加しています。ケアラーが介護を担う前とほぼ変わらない働き方を継続でき、負担軽減を図れるよう、支援を行っていきます。

(3) 非常時における介護事業所等の業務継続への支援

主な取り組み

- ①自然災害への対策支援
- ②感染症への対策支援



施策のポイント

- 介護事業所等で策定している災害に関する具体的計画を定期的を確認するとともに、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認を促していきます。
- 感染症への対策として、平時から介護保険施設や事業所等との連携に努め、感染拡大防止策の情報提供や啓発を実施し、感染症に対する備えを進め、感染症拡大防止のための衛生・防護用品の備蓄の推奨と体制整備の方法について介護保険事業所と情報共有を行い、村でも緊急時に備えて備蓄の確保に努めます。

成年後見制度利用促進計画

本計画は、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすることを目的とした、「成年後見制度利用促進計画」を包含しています。

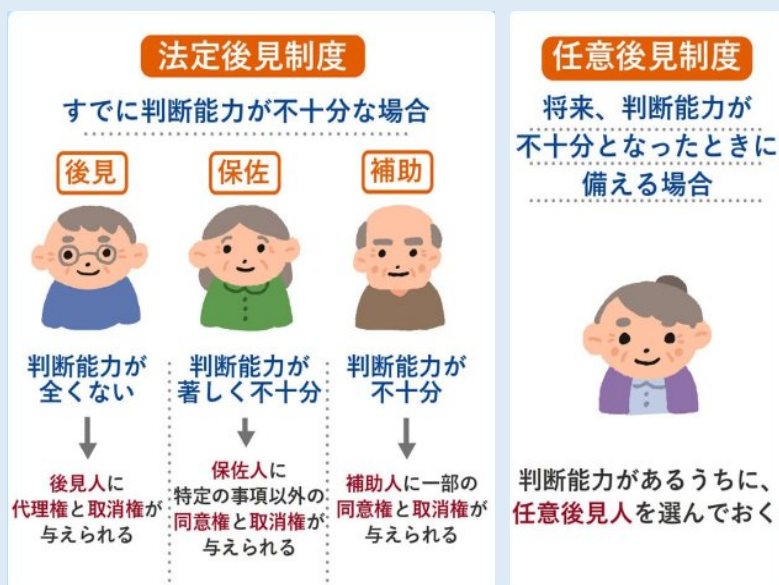
本村では、西郷村成年後見支援センターを中核機関とし、「成年後見制度利用支援事業」の実施など、認知症高齢者等の支援を強化する体制を整備しています。また、西白河郡の5市町村が共同で「しらかわ地域成年後見推進会議」を設置し、困難ケースや地域課題の検討・調整・解決を図っています。

項目	内容
①成年後見制度の活用促進	地域包括支援センター等と連携し、高齢者の虐待防止や成年後見制度の利用促進に向けて取り組んでいきます。
②老人福祉施設等への措置の支援	虐待や経済的な理由により、在宅生活が困難となった場合に、老人福祉施設等に対して、措置入所を行います。また、日頃より、地域住民、西郷村社会福祉協議会と連携し、社会的困難な状況にある高齢者の早期発見に努めます。
③高齢者虐待への対応	地域住民、病院、警察、介護事業所等の関係機関と連携し、虐待の事例が発見された場合には、早期に対応できる仕組みを構築します。また、各機関と連携して高齢者虐待防止の啓発にも取り組みます。
④困難事例への対応	高齢者の虐待防止など困難な事例が報告された際には速やかに対応するとともに、困難事例を未然に防ぐ取組に努めます。
⑤消費者被害への対応	判断能力が不十分な状態にある高齢者は、詐欺などの被害に遭う可能性もあることから、警察や西郷村社会福祉協議会などと連携して、詐欺被害の発生の防止に努めます。



Check!

【成年後見制度の概要】



第1号被保険者の第9期介護保険料

本村の第1号被保険者の第9期介護保険料は以下のとおりとします。さらに、以下に示した所得段階の負担割合によって、個人の保険料額が決定されます。

- ・利用料の軽減は、特定入所者介護サービス費による負担限度額（日額）が設けられています。また、負担額の上限を超えた場合には「高額介護（予防）サービス費」「高額医療合算介護（予防）サービス費」として介護保険及び医療保険などから給付されます。
- ・低所得者の利用者負担軽減措置事業として、国、県、村、社会福祉法人等が負担しています。

区分	説明	保険料割合	保険料(年額)	保険料(月額)
第1段階	生活保護を受給している方及び老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.285	20,200円	1,680円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額×0.485	34,400円	2,860円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	基準額×0.685	48,500円	4,040円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.90	63,700円	5,310円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の方	基準額×1.00	70,800円 (基準額)	5,900円
第6段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	84,900円	7,080円
第7段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	92,000円	7,670円
第8段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	106,200円	8,850円
第9段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.70	120,300円	10,030円
第10段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.90	134,500円	11,210円
第11段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.10	148,600円	12,390円
第12段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.30	162,800円	13,570円
第13段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.40	169,900円	14,160円

※第1段階、第2段階、第3段階は、国の低所得者保険料軽減措置後。

計画の推進体制

本計画は、西郷村における高齢者に関する総合的な計画であり、その範囲が広範にわたるため、行政のみならず民間団体や保健・福祉・医療・介護・防災などの各機関との連携が欠かせないものになります。

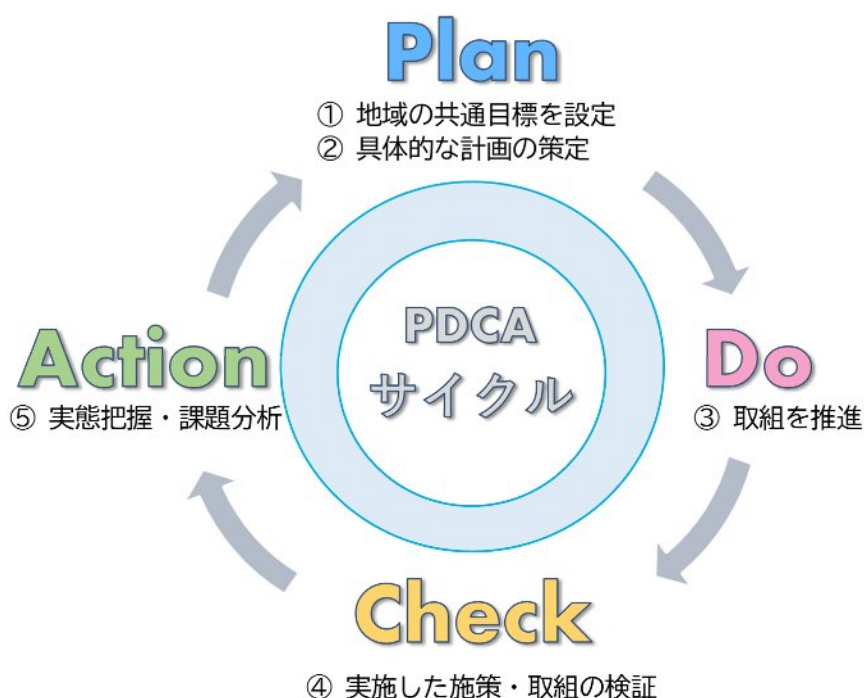
このため、庁内関係部署はもとより住民、地域団体に計画の趣旨や内容の周知を図り、連携の強化、協力体制づくりを進めていきます。

計画の進捗管理

本計画の総合的かつ円滑な推進のために、計画の進捗状況を取りまとめ、「西郷村介護保険運営協議会」及び「西郷村高齢者保健福祉計画策定委員会」における評価により、進行管理を行います。計画全体の総括的な管理のため、計画・実施・評価・改善によるPDCAサイクルを確立し、保健・医療・福祉に関して進捗状況を評価・確認することで高齢者の心身の多様な課題に対応し、事業の適正な推進に努めます。

また、要介護認定者について、保険料の収納状況、サービスの需給状況などについて適宜、検討を行い介護保険財政の健全運営を図っていきます。

計画推進の母体となる地域包括支援センター及び地域密着型サービス等の公正・中立性の確保並びに適切な運営を図るため、定期的に協議を開きます。



西郷村の日常生活圏域区分図

本村では、第6期計画から中学校区を基本として、「北部」「中部」「南部」3つの日常生活圏域を設定しています。様々なサービス資源を結び付け、必要なサービスが切れ目なく提供できる体制の実現を目的として、各圏域のサービス拠点の整備に取り組んでいます。



公共施設	医療機関	介護施設
① 西郷村役場	⑪ いわしなクリニック	⑳ 福島県やまぶき荘
② 西郷村保健福祉センター	⑫ かねこクリニック	㉑ 福島県さつき荘
③ 熊倉小学校	⑬ ニューロクリニック	㉒ リアンヴェール西郷
④ 小田倉小学校	⑭ 白河訪問診療所	㉓ 星の郷みらい
⑤ 米小学校	⑮ 太陽の国クリニック	㉔ ひよりの里
⑥ 羽太小学校	⑯ けやき心の発達診療所	㉕ ニコニコリハビリ
⑦ 川谷小学校	⑰ 廣田診療所	
⑧ 西郷第一中学校	⑱ にしごうキッズクリニック	
⑨ 西郷第二中学校	⑲ 海野歯科医院	
⑩ 川谷中学校	⑳ いがらし歯科クリニック	
	㉑ 内藤歯科医院	
	㉒ 芳賀医院歯科室	



Check!

【西郷村高齢者福祉トータルサポートセンターのご案内】

西郷村では65歳以上の高齢者が自分の住み慣れた地域で安心安全に暮らし続けられるよう、西郷村社会福祉協議会と協定を締結し「西郷村高齢者福祉トータルサポートセンター」を設置しています。

担当者がご自宅を訪問し、ご家族の状況や健康状態、困ったことなど、定期的に訪問させていただいてお聞きとりいたしますので、何卒ご協力お願いいたします。

◆どんなことをしているの？

- 生活状況、身体状況の聞き取り
- ご自宅での生活を不便なく続けるための相談受付
- 高齢者支援、サービスに関する手続き等の申請代行
- 包括支援センター、保健師等への連絡調整
- 地域の課題抽出と改善案の検討（圏域別ケア会議への参加）

高齢者支援、高齢者福祉サービス等に関する手続き 他

- ・介護予防チェックリスト
- ・緊急通報システム
- ・デマンド交通
- ・やさしい住まいづくり（住宅改修）
- ・さわやか訪問収集事業（安否確認見守り）
- ・はり、きゅう、マッサージ
- ・介護申請に関する包括支援センターへの連絡調整



◆調査の内容はどうしているの？

- 困りごとに関して相談を受け付け、必要な支援につなぎます。
- 皆様からのご意見を今後の村の施策の参考とさせていただきます。
- 大きな災害が発生した際の、緊急連絡先・緊急対応に利用させていただきます

詳細についてはホームページをご覧ください。

西郷村社会福祉協議会ホームページ <http://nishigo-shakyo.or.jp/>

⇒[高齢者支援](#)⇒[トータルサポートセンター](#)

西郷村第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画 概要版

発行 令和6年3月
編集 西郷村 健康推進課
発行 西郷村
住所 〒961-8061
福島県西白河郡西郷村大字小田倉字上川向76-1
連絡先 TEL：0248-25-3910
FAX：0248-48-1049
URL <https://www.vill.nishigo.fukushima.jp/>